

植物検疫証明書について

輸出植物検疫においては、一般的に、輸出相手国ごと・輸出品目ごとに異なる検疫条件が要求されるため、植物防疫法第10条に基づき、植物防疫官がそれぞれの要求に対応した検査を行います。また、発給された植物検疫証明書は、原本を輸出相手国に提示する必要があります。

輸出検査に合格した品目に対して、植物防疫官が「植物検疫証明書（PHYTOSANITARY CERTIFICATE 又は合格証明書とも言います。）」を発給しますので、この植物検疫証明書を輸出する植物に添付し輸出してください。

手続等についてご不明な点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせ下さい。